

◎新潟県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区の定款の変更を平成26年3月27日認可した。

平成26年4月4日

新潟県新発田地域振興局長